

群社福協第 1580 号

令和 6 年 10 月 1 日

各事業者 御中

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
会 長 川 原 武 男

一般競争入札の執行について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、希望する場合は事前に連絡をお願いいたします。

記

- 1 入札に付する事項（仕様書のとおり）
群馬県内市町村社会福祉協議会経営実態調査・分析業務
- 2 一般競争入札及び開札
 - (1) 日時 令和 6 年 10 月 11 日（金） 11 : 00
 - (2) 会場 県社会福祉総合センター 6 階 601 研修室（前橋市新前橋町 13-12）
- 3 その他
参加を希望する場合は、令和 6 年 10 月 10 日（木） 17 : 00 までに担当へご連絡ください。

事務担当；地域福祉課 茂木

TEL027-255-6032

群馬県内市町村社会福祉協議会経営実態調査・分析業務委託仕様書

1 委託業務の名称

群馬県内市町村社会福祉協議会経営実態調査・分析業務

2 目的

地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が掲げられる中、社会福祉協議会はその中核的な役割を担うことが期待されている。また、複雑・多様化する地域の生活課題・福祉課題や少子高齢・人口減少社会の到来など、社会福祉協議会を取り巻く環境を踏まえて、社会福祉協議会の組織体制の強化や安定的な経営を進めていくことが必要となる。

社会福祉協議会の組織体制の強化や安定的な経営に向けて、本業務は、群馬県内市町村社会福祉協議会の経営実態調査・分析業務を実施し、経営に関する課題等を抽出するとともに、改善に向けた取組の提案をするため、専門的な知識や実績を有する事業者に委託するものである。

3 業務内容

県内35市町村社会福祉協議会に対して経営実態を調査し、その結果を基に県内における傾向の総合分析及び各市町村社会福祉協議会の個別分析を実施する。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

群馬県内市町村社会福祉協議会経営実態調査・分析業務については次のとおりとする。

(1) 県内市町村社会福祉協議会経営実態調査・分析

①質問項目設計・アンケート（調査票）作成

- ・県内の市町村社会福祉協議会の規模や事業内容、実施状況等を確認する質問項目を受託者のノウハウに基づき設定し、アンケート（調査票）を作成すること。
- ・組織運営、事業管理、財務管理、人事管理、外部環境の自己評価に関する質問項目を受託者のノウハウに基づき設定し、アンケート（調査票）を作成すること。

②調査実施

- ・調査実施について県内35市町村社会福祉協議会に対して協力依頼を行うにあたり、すべての市町村社会福祉協議会から回答が得られるように、受託者は群馬県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）と協力して実施すること。
- ・①で作成したアンケート（調査票）を用いて、県内35市町村社会福祉協議会に対して調査を実施し、すべての市町村社会福祉協議会より回答を得ること。
- ・市町村社会福祉協議会に過剰な負担がなく、すべての市町村社会福祉協議会より回答を得ることができれば、方法は問わない。

③決算書（財務状況）収集作業

- ・WAMネット等からの県内35市町村社会福祉協議会の決算書（財務状況）データを収集すること。

④アンケート（調査票）及び決算書（財務状況）の結果集計・分析・改善策提案

- ・上記①～③のアンケート調査及び決算書（財務状況）データ収集で得た結果を集計、分析すること。
- ・分析から問題・課題を抽出し、改善策を提案すること。
- ・分析のための手法は受託者の自由とするが、その分析の示す意味や結果が、市町村社会福祉協議会に有意義なものであり、調査分析に特段の専門知識のない市町村社会福祉協議会職員に容易に理解できるよう配慮すること。
- ・集計に機器やシステムを使用する場合は、その費用は受託者の負担とする。

⑤総合分析

- ・上記④の結果集計・分析からの県内市町村社会福祉協議会における傾向を総合分析すること。
- ・分析のための手法は受託者の自由とするが、その分析の示す意味や結果が、市町村社会福祉協議会に有意義なものであり、調査分析に特段の専門知識のない市町村社会福祉協議会職員に容易に理解できるよう配慮すること。

⑥市町村社会福祉協議会個別分析レポート作成

- ・調査で回答を得たすべての市町村社会福祉協議会の個別分析レポートを作成すること。なお、分析結果を体系的に整理し、図表やグラフなどを用いることで、その示す傾向が理解しやすい報告書を作成すること。
- ・レポートは、1法人あたりA4用紙2ページとする。

⑦報告書の作成

- ・県内の総合分析、市町村社会福祉協議会の個別分析及び分析から抽出した問題・課題の改善策を報告書に記載すること。
- ・分析結果を体系的に整理し、図表やグラフなどを用いることで、その示す傾向が理解しやすい報告書を作成すること。
- ・報告書は、紙媒体およびデータ（本会が指定する形式）にて提出すること。

(2) 分析結果解説セミナー開催

- ・分析完了後、県内市町村社会福祉協議会に対して、結果の解説、レポートの見方を解説するセミナーを開催すること。
- ・ただし、会場手配、開催通知ほか事務局業務は本会で行い、関係者を含むセミナー出席者分の資料作成及びセミナー講師は受託者で行うこと。
- ・各市町村社会福祉協議会から出た分析結果解説に関する質問について、契約期間中は、受託者は責任を持って回答すること。

(3) その他

①工程管理および業務打合せの実施

- ・受託者は業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑実施のために、定期的に本会与連絡調整を行うこと。
- ・進捗状況確認の際に、本会が仕様書内容を満たさない履行状況であると判断した場合、本会の指示に従い受託者は速やかに修正、改善をすること。
- ・業務打合せを実施した際には、議事録を作成し記録すること。
- ・その他本会より報告が求められた際は随時応じること。

②業務完了報告書の作成

- ・受託者は業務完了後、当事業で作成したすべての成果物を取りまとめのうえ、業務完了報告書を本会が指定する期日までに遅延なく紙媒体およびデータ（本会が指定する形式）にて提出すること。

6 業務実施上の条件及び留意事項

(1) 受託者は上記の委託業務を実施するために、事業実施においては、下記のとおりの実施体制を整えること。なお、いずれも本事業に専任の人員配置かどうかは問わない。

①本会ほか関係機関との調整等を行う事業推進管理者の設置

②経営実態調査・分析を適切に主導し、市町村社会福祉協議会の業務に精通する者による事業実施

(2) 委託料は分析する市町村社会福祉協議会の数に伴い、変更する場合がある。

ただし、入札価格は35市町村社会福祉協議会で経営実態調査・分析することとして算出すること。

(3) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である本会に属するものとする。

(4) 本事業の実施に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、本会与協議して決定するものとする。